

事 務 連 絡  
令和5年8月21日

保護者・地域の皆さまへ

西原町教育委員会  
教育総務課長 喜屋武 尚  
【公印省略】

### 町立小中学校の一学期後半開始について

本教育委員会は、夏季休業期間明けの一週間を子どもたちが「学びに向かう姿勢」を取り戻す大切な期間との考えから、「生活リズムの保持」「子どもたちの心身のケア」「学びの保障」の観点からも対面による授業の実施が、一学期後半の効果的な対策であると捉え、昨年度より、下記の通り夏季休業期間を短縮し、「学びに向かう姿勢」を整える期間として取り組んでおります。

保護者・地域の皆さまにおかれましては、今後とも、本町の教育活動の取り組みへのご理解とご協力を賜り子どもたちが夏季休業終了後も心身ともに健康で過ごせるよう家庭教育の充実、地域支援をお願いいたします。

#### 記

- 1 授業開始日及び午前授業（4校時まで・給食有）の実施期間
  - （1）8月22日（火）～8月25日（金）（午後の授業は実施しない）
  - （2）下校時間帯については各学校ホームページ等にてご確認ください。
  
- 2 部活動等（スポーツ少年団等含む）の原則休止期間
  - （1）8月22日（火）～8月25日（金）